

# 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日)

## 目 次

### 告 示

◇ 告 示 町及び字の区域を変更する旨の届出  
土地改良法による換地処分

#### 鳥取県告示第二百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する  
町及び字の名称

同上の区域(昭和四十七年一月一日現在の地番による。)

藏内字反土

藏内字反土のうち二八二の一、二八四の一、二八五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鴨河内  
字反土河原

鴨河内字反土河原のうち五四八の一、五四九の一、五五〇の一、五五一の一、五五二の一、五五三の一、五五六の一、五五七の一、五五八の一、五六一の一、五六二の一から五六二の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鴨河内  
字土井ノ内

藏内字反土二八二の一、二八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字トヲデン五〇八の五と一体をなす国有地の一部、鴨河内字土井ノ内のうち五〇九から五二二まで、五一四の一部、五二八の一部、五二九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鴨河内字谷口五四二から五四七の一までの一部、五四七の三から五四七の七までの一部、五四七の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに鴨河内字反土河原五四八の一、五四九の一、五五〇の一、五五一の一、五五二の一、五五三の一、五五六の一、五五七の一、五五八の一、五六一の一、五六二の一から五六二の三まで、五六二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

鴨河内字谷口

鴨河内字目ノ宮八五の四及び八五の七、藏内字反土二八四の一の一部、二八五の二及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字土井ノ内五二八の一部、五二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに鴨河内字谷口のうち五四二から五四七の

<p>鴨河内 字小谷口</p>	<p>鴨河内 字目ノ宮</p>	<p>鴨河内 字トヲデン</p>	
<p>鴨河内字鉦見四〇七の三、四〇八の二及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字宮ノ本四四八の三、四四八の五、四四九</p>	<p>鴨河内字目ノ宮のうち八五の四及び八五の七以外の区域、鴨河内字小谷口四七八から四八〇までの一部、四八一から四八三まで、四八四の一部及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字トヲデン五〇〇の一部、五〇二の一部、五〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇四から五〇八の二までと一体をなす国有地の一部、鴨河内字土井ノ内五〇九から五一三までと一体をなす国有地の一部並びに鴨河内字谷口五四七の八の一部、五四七の九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一までの一部、五四七の三から五四七の一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 鴨河内字トヲデンのうち四九二、四九三の一の一部、四九三の二の一部、四九四の一、四九四の二、四九五の二、四九六の二、四九六の四の一部、四九七の一、五〇〇の一部、五〇二の一部、五〇三の一部、五〇八の二から五〇八の三〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇四から五〇八の二まで及び五〇八の五と一体をなす国有地の一部以外の区域、鴨河内字土井ノ内五〇九から五一三まで、五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに鴨河内字反土河原五六二の四の一部、五六二の五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一までの一部、五四七の三から五四七の一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>鴨河内字砂田</p>	<p>鴨河内字鉦見</p>	<p>鴨河内 字宮ノ本</p>	<p>の三、四四九の四及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字小谷口のうち四七八から四八〇までの一部、四八一から四八三まで、四八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに鴨河内字トヲデン四九二、四九三の一の一部、四九三の二の一部、四九六の四の一部、五〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>鴨河内字石田七〇六の一部及び七〇七の一部</p>	<p>鴨河内字鉦見三六七の一部、三六八から三六九の二まで、四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字トヲデン四九四の一の一部、四九四の二、四九七の一の一部、五〇八の二から五〇八の三〇まで及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字砂田のうち六六三の一、六六四の一、六六五、六六五の四、六六六の一部、六六七の一部、六七七、六七九の一部、六八一の一三から六八一の一五までの一部、六八一の一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに鴨河内字石田七〇六の一部及び七〇七の一部</p>	<p>鴨河内字宮ノ本のうち四四八の三、四四八の五、四四九の三、四四九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>鴨河内字鉦見のうち三六五から三六七までの一部、三六八から三六九の二まで、四〇二の一部、四〇七の三、四〇八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鴨河内字トヲデン四九四の一の一部、四九六の二及び四九七の一の一部並びに鴨河内字砂田六七七、六七九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

鴨河内 字坂ノ前	鴨河内字石田	鴨河内字深田
鴨河内字銀見三六五から三六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字石田七〇七から七〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字坂ノ前のうち七一〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、鴨河内字安梅一一九九の一部、一二〇〇の一部及びこれらと一体をなす	鴨河内字深田六八二の一部、六八三の一部、六九九の七〇までの一部、七〇一の二、七〇二の二の一部、七〇二の二及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字石田のうち七〇六から七〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鴨河内字坂ノ前七二〇の一部及びこれと一体をなす国有地、鴨河内字中村一二〇一の一部、一二〇一の二の一部、一二〇二から一二〇五まで、一二〇六の一部、一二〇七の二、一二〇八の一部、一二一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに鴨河内字銀見三六七と一体をなす国有地の一部	鴨河内字砂田六六三の二、六六四の二、六六五、六六五の四、六六六の一部、六六七の一部、六八一の二から六八一の一五までの一部、六八一の一六及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字深田のうち六八二の一部、六八三の一部、六九九の七〇までの一部、七〇一の二、七〇二の二の一部、七〇二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鴨河内字石田七〇六の一部並びに鴨河内字中村一二一八の一部、一二一九の一部、一二二〇の一部、一二二一、一二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
鴨河内字新田	鴨河内字中村	鴨河内字安梅
鴨河内字新田のうち一二三二の二、一二三三、一二三三の五、一二三四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	鴨河内字青木一一五四の一、一一五五の一、一一五六の三及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字中村のうち一二〇一の二、一二〇一の二の一部、一二〇一の三の一部、一二〇二から一二〇五まで、一二〇六の一部、一二〇七の一部、一二〇八の二の一部、一二一〇の二の一部、一二一一、一二一二、一二一六の一部、一二一八の一部、一二一九の一部、一二二〇の一部、一二二一、一二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに鴨河内字新田一二三二の二、一二三三、一二三三の五、一二三四の一及びこれらと一体をなす国有地	国有地並びに鴨河内字中村一二〇一の二の一部及び一二〇一の二の一部 鴨河内字式淵一〇六七の一部及びこれと一体をなす国有地、鴨河内字安梅のうち一一八二の一部、一一八三の一部、一一八四の一部、一一八六から一一八八まで、一一八九の一部、一一九〇の一部、一一九四の一部、一一九九の一部、一二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに鴨河内字中村一二〇一の二の一部、一二〇一の三の一部、一二〇八の二の一部、一二二〇の二の一部、一二二一の一部及び一二二二の一部

<p>鴨河内字萬治</p>	<p>鴨河内字萬治のうち七五三の二以外の区域</p>	<p>鴨河内字若宮</p>	<p>鴨河内字式岡一〇六八の二の一部及びこれと一体をなす国有地、鴨河内字法大神一〇八九から一〇九一までの一部、一〇九二、一〇九三の一部、一〇九四から一〇九八まで及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字若宮の全域並びに鴨河内字牧ノ木一一五九の一、一一六〇の二、一一六一の二、一一六四の八、一一六五の二の一部、一一六五の二の一部、一一六六の一部、一一六七の一部、一一六八の二から一一七〇まで、一一七一から一一七六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>鴨河内字牧ノ木</p>	<p>鴨河内字萬治七五三の二、鴨河内字荒神谷七五四の二、鴨河内字式岡一〇六二の一部、一〇六三の一部、一〇六四から一〇六六まで、一〇六七の一部、一〇六八の二の一部、一〇六八の二、一〇六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字牧ノ木のうち一一五九の一、一一六〇の二、一一六一の二、一一六四の八、一一六五の二の一部、一一六五の二の一部、一一六六の一部、一一六七の一部、一一六八の二から一一七〇まで、一一七一から一一七六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鴨河内字安梅一一八二の一部、一一八三の一部、一一八四(一一八五)の一部、一一八六から一一八八まで、一一八九の二、一一九〇の一部、一一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに鴨河内字中村一一二一の一部及び一一二二の一部</p>
<p>鴨河内字家ノ前</p>	<p>鴨河内字家ノ前のうち七六七の二、七六八の二、七六八の三、七七八の二、七八〇の二、七八一の二、七八二の二、七八二の四及び七八三の二以外の区域</p>	<p>鴨河内字法大神</p>	<p>鴨河内字式岡一〇六二の一部、一〇六八の二の一部、一〇六九の一部、一〇七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに鴨河内字法大神のうち一〇八九から一〇九一までの一部、一〇九二、一〇九三の一部、一〇九四から一〇九八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>鴨河内字山根</p>	<p>鴨河内字家ノ前一七六七の二の一部、七六八の二、七六八の三、七七八の二、七八〇の二、七八一の二、七八二の二、七八二の四及び七八三の二、鴨河内字山根のうち一〇二七の二の一部、一〇二八、一〇二九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに鴨河内字式岡一〇四五の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>鴨河内字青木</p>	<p>鴨河内字青木のうち一一五四の一、一一五五の一、一一五六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>鴨河内字式岡</p>	<p>鴨河内字式岡のうち一〇四五の二の一部、一〇六二の一部、一〇六三の一部、一〇六四から一〇六八の二まで、一〇六九の一部、一〇七〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>鴨河内字荒神谷</p>	<p>鴨河内字荒神谷のうち七五四の二以外の区域</p>

<p>鴨河内 字天神河原</p>	<p>鴨河内 字上河原</p>	<p>鴨河内 字天神谷下</p>	<p>鴨河内 字天神谷口</p>
<p>鴨河内字天神河原のうち八三七、八三九、八四〇の一、八四一の一、八四二、八四三の一、八四四の一、八四五の一、八八三から八八七の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>鴨河内字天神谷口七九七の二、七九八の二及び八〇二の二、鴨河内字天神河原八三七、八三九、八四〇の一、八四一の一、八四二、八四三の一、八四四の一、八四五の一、八八三から八八七の四まで及びこれらと一体をなす国有地、鴨河内字天神谷下八八八から八九一まで、八九二の一から八九四までの一部、八九七の一部、八九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに鴨河内字上河原のうち九〇〇の二の一部以外の区域</p>	<p>鴨河内字家ノ前七六七の二の一部、鴨河内字天神谷下のうち八八八から八九一まで、八九二の一から八九四までの一部、八九七の一部、八九八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鴨河内字上河原九〇〇の二の一部並びに鴨河内字山根一〇二七の一の一部、一〇二八、一〇二九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>鴨河内字天神谷口のうち七九七の二、七九八の二及び八〇二の二以外の区域</p>

鳥取県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四に於いて準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若し土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る倉吉市若土地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗